

一般競争入札（指名競争入札）とする設計の基準について

1 一般競争入札の現状（別紙1のとおり）

- 制限付き一般競争入札
 - ※ 地域要件、工事成績、施工実績等の参加要件を設定。
- 設計額 2,000 万円以上の建設工事
（指名競争入札は 2,000 万円未満）

2 経緯（別紙2のとおり）

| 時期 | 項目 | 制度内容 | 理由 |
|-----------------|------------------|--|---|
| | | 全件、指名競争入札 （設計額 3 億円以上の建設工事は、公募型指名競争入札） | |
| 平成 18 年 3 月～ | 一般競争入札 新規導入 | 設計額 1 億円以上の建設工事で市長が指定するもの（入札参加資格等審査委員会で決定）から段階的に導入 | 入札参加業者の入札参加機会の増大及び透明性、公平性の確保を図るため。 |
| 平成 18 年 4 月～ | 一般競争入札 | 設計額 1 億円以上 → 設計額 3,000 万円以上 | |
| 平成 19 年 4 月～ | 対象範囲拡大 | 設計額 3,000 万円以上 → 設計額 1,000 万円以上 | 入札の透明性・公平性・競争性を高めるため。 |
| 平成 21 年 4 月～ | 一般競争入札 対象範囲変更 | 設計額 1,000 万円以上 → 設計額 1,500 万円以上 | リーマンショックによる経済状況の悪化に加え、公共投資の減少などから建設業者を取り巻く環境が厳しくなっており、特に地域の小規模業者への影響が大きくなっていることから、地域業者の受注機会を確保し地域経済の活性化を図るため。 |
| 平成 23 年 4 月～ | | 設計額 1,500 万円以上 → 設計額 2,000 万円以上 | |

3 指名競争入札を導入している理由

長岡市財務規則第 129 条第 2 項第 3 号

「一般競争入札に付することが不利と認められるとき」

一般競争入札に付するときに、公告、手続き等から経費の増嵩をきたす。

※ 少額の工事の請負契約の締結を一般競争入札の方法によって行うときに、公告費用、その他諸経費がかさみ実益がない。

4 他自治体との比較（一般競争入札の基準）

| 長岡市 | 新潟市 | 上越市 | 新潟県 |
|------------|------------|------------|----------------|
| 2,000 万円以上 | 1,000 万円以上 | 2,000 万円以上 | 1 億 2,000 万円以上 |